

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ◆ 貸倒損失が否認された場合の貸倒引当金

**Q** : 会社が貸倒損失として処理して申告したものが、税務署からその処理を否認された場合の宥恕規定が設けられたそうですが、内容を教えてください。

**A** : 申告書提出後であっても、一定の要件を満たしていれば、貸倒引当金の損金算入ができることとされました。

#### 【解説】

貸倒損失として処理して申告したものの、税務署から、まだ先方から回収できる見込みのある旨が指摘され、損失処理を否認されてしまうケースもあります。

このような場合、せめて個別評価による貸倒引当金の繰入れで対応しようとしても、実際には貸倒損失として処理してしまった以上、申告書は貸倒引当金の繰入れに必要な「貸倒引当金の損金算入に関する明細書」、「個別評価する金銭債権に関する明細書」を添付せずに提出してしまっていることなどから、貸倒引当金の計上も認められないというケースがあります。

今回設けられた宥恕規定は、法人税基本通達の改正に盛り込まれたもので、貸倒れの判定が難しいことを考慮し、確定申告書の提出後でも、明細書を改めて提出した場合には、貸倒損失として処理した金額を個別評価による貸倒引当金の繰入れに係る損金算入額として取り扱うというものです。

なお、この規定が適用されるためには、相手方が破綻状態にあることを示す書類等が保存されていなければなりません。

